

イギリスにおける業務上災害の概念(二・完)

上 田 達 子

目 次

はじめに

第一章 イギリス労災補償制度の枠組み

第一節 沿革

第二節 適用範囲

第三節 給付内容

第四節 給付請求及び審査手続

第二章 労災給付受給要件

第一節 事故による傷害

一 事故

二 人身傷害

三 事故と傷害との因果関係

四 雇用遂行性 (以上二二九号)

五 雇用起因性

第一節 指定リスト疾病

第二節 指定リスト疾病

三 疾病の再発

四 指定リスト以外の疾病的救済

五 おわりに (以上本号)

五 雇用起因性(arising out of employment)

1 雇用起因性の意味

「雇用起因性(以下「起因性」といふ)とは、一般に雇用と事故との因果関係を意味すると解されている。そして、⁽¹⁾の因果関係は、事故と人身傷害との因果関係に類似し、明確に定義するには不可能であり、種々の表現がなされる。第一に、雇用が事故に対し、必要原因(*causa sine qua non*)であることを前提として、⁽²⁾次に第一原因(*causa causans*)、近因(a proximate cause)、主因(an efficient cause)、有効原因(an effective cause)等々に表現されるのでなければならぬといわれる。⁽³⁾第二に、雇用が事故に対し、実質的な程度に(in any material degree)関与する、などが必要であるといわれる。第三に、雇用により特別な危険にさらされた場合であればよし、積極的な自然科学的因果関係(an active physical causation)は不要であり、表面的な関連性(a superficial nexus)があればよしとするものもある。⁽⁴⁾

しかし、「起因性」の有無を考へる際、雇用危険(employment risks)の有無を調べるに至る。その際、基礎疾病等との関係、私的行為との関係、一般的危険との関係(なお、一般的危険との関係は、3制定法における起因性推定の箇所で扱う)をどのように把握してくるのか。続いて、制定法上、「起因性」の推定規定が存在するが、その内容と問題点を指摘する。

(1) R. Lewis, *Compensation for Industrial Injury* (1987) p. 83.

(2) R(I) 4/58; R(I) 12/58. なお、原因名の訳出は、柴田光蔵『法律ラテン語辞典』五十頁、五一頁(一九八五年、日本評論

イギリスにおける業務上災害の概念(1)・完)

社) 及び田中英夫『英米法辞典』二八九頁、六七九頁(一九九一年、東京大学出版会)によつた。

(3) R(I) 73/51; R(I) 12/52.

(4) Cadzow Coal Co. v. Price [1944] 1 All E.R. 54 at 58.

2 雇用危険(employment risks)

(一) 基礎疾病等との関係

被用者が基礎疾病を有する場合については、事故と傷害との因果関係の箇所において取り上げたが、雇用危険との関係で、その他の事例を紹介する。⁽⁵⁾

① 雇用外・タイルの紙箱をもち上げたり、積み重ねたりする仕事を行なう労働者が仕事中、仰向けに倒れ大腿骨を骨折した事例⁽⁶⁾。当該骨折は、Paget病による病理学的なものであるとの医学的判断にもとづき、請求者の被つた生理学的な傷害は、従事していた仕事によるものであると根拠づける証拠がなく、仕事が実質的な程度に労働不能に関与したとはいえないとした。⁽⁷⁾

② 雇用上・約半年間、関節炎のため休職していた乗り合いバスの車掌が、仕事に復帰後初日、始業一五分後、バスのチケット箱を点検し整理箱を持って、事務所から発着場所まで行く途中、雨溝(幅一フィート、深さ六インチ)を飛び越えた際、右足に音がし、地面に倒れ歩行できなくなつた事例⁽⁸⁾。一ヶ月後、右脛骨の骨折が発見された。医学的判断によれば、請求者の骨は自然的骨折を生じやすい病理学的症状を有していたとする。これに対し、請求者の骨の素因が傷害の唯一の原因であるのか、仕事が実質的な程度に関与したかどうかが問題であり、素因が傷害の唯一の

原因でない場合、「起因性」が認められる。⁽¹⁰⁾請求者に有利に考えた場合、請求者の足の骨は、軽度の緊張により骨折しやすいといえるが、事実上、骨折の原因となつた緊張は雇用に起因して生じたものであるという事実も無視できない。すなわち、請求者及び他の目撃者が聞いた急激な鋭い音によれば、当該骨折は請求者が溝を飛び越えた際生じたといえるとし、「起因性」を認めた。⁽¹¹⁾

③ 雇用上・糖菓製造所の荷造り担当者(五四歳)が、作業中転倒し床に頭をぶつけ意識不明になつた事例⁽¹²⁾。転倒理由として、請求者は、(i)通常の作業に支障はないが片足義足であること、(ii)荷造り用のゴム糊機械の近くで作業をしていていたこと(しかしゴム糊の存在を示す証拠はなかつた)、(iii)医学的には、高血圧治療薬により一時的に低血圧状態になること等が考えられたが、明白に立証されなかつた。職場の床に頭をぶつけた際に生じた傷害は、転倒の原因が床のガム、低血圧状態、義足、自身の不注意、その他の原因であるか否かを問わず、頭を床にぶつけたことによるものであるとして、「起因性」を認めた。⁽¹³⁾

④ 雇用外・パン製造所の整備技師が、ナットとボルトを取りにいくために製粉機の後ろを歩行中、自分の左足首の上に転倒し骨折した事例⁽¹⁴⁾。転倒及び傷害の原因是明確に立証されなかつた。歩く、立つ、座る等の日常的な動作は、請求者個人の生来的な特質ゆえに特別な危険を意味する場合⁽¹⁵⁾でなければ、そのような動作中に発生した事故は、「遂行性」が認められても、使用者の施設との接触による傷害という付加的な要素がないかぎり、「起因性」は認められないとした。⁽¹⁶⁾すなわち、雇用の性質と事故(骨折)とに関連性がある場合⁽¹⁷⁾、もしくは使用者の施設に物理的に接觸して傷害が生じた場合には、「起因性」が認められるということになる。

(5) 本稿第二章第一節三一基礎疾病等との関係の事例②(R(I) 19/63)等参照。

(6) R(I) 73/51.

(7) *Id. para. 12.* Clover 事件(Clover, Clayton & Co. v. Hughes [1910] A.C. 242 at 247)におけるLoreburn 候の見解「概括的にみて、潔癖すぎる推測から離れて、それ（労働不能）が、疾病そのものによる場合か、もしくは従事した仕事が実質的な程度に関与している場合であるか」を引用している(para. 11)。

また、当該転倒が請求者の素因によるものであり、雇用に関連するものでない場合、「起因性」は認められない。他方、請求者が合理的に職務を遂行し、従事した仕事の結果として生理学的な傷害を被った場合、法律上の事故的傷害といえる。したがって単に基盤疾病もしくは素因が、傷害もしくは労働不能に寄与したからといって、請求は妨げられない(para. 7)。請求者の労働不能が、基盤疾病のみから生じたものか、あるいは概括的にみて基盤疾病と雇用が共同して生じたものかによるとする(para. 10)。

(8) R(I) 12/52.

(9) *Id. para. 3.* 骨折を発見した病院の報告によれば、「右脛骨はおそらく病理学的な骨折である」と。国民保険省の医事主任官の見解は、「五一歳の正常な脛骨は、八インチ登るもしくは溝を飛び越えることによって骨折しない。したがって、当該骨折は自然的なものであり、すなわち、他の介在する原因なしに突然発生するものであるといえる。これは病院の報告により支持される。もともと、病理学的な経過の詳細は示されていないが」と。請求者の主治医は報告で、「請求者はさまざまな組織—特に関節及び骨に悪影響を与える神経性の病気にかかっており、骨が正常な者より容易に骨折しやすく、骨折すれば癒着不良になりやすい。当該足の骨折は、明らかにささいな事故により生じたものであり、X線で発見されなかつた。当該症状は時間の経過とともに悪化したもの」とする。

(10) *Id. para. 7.* 「遂行性」が認められれば、当傷害が雇用と全く関連のない場合にのみ、「起因性」が否定されるという原則が確立しているとする。

(11) *Id. para. 8.*

(12) R(I) 11/80.

(13) *Id. para. 13.* なお、地震による建物倒壊により生じた傷害に関する Brooker 事件 (Brooker v. Thomas Barthwick & Sons (Australia) Ltd. [1933] A.C. 669 at 677) における Atkin 候の見解「被用者自身の非行 (misconduct) の問題は別にして、就業場所の一部に物理的に接触して傷害を被った場合、事故と雇用の関係があり、それ以上考慮する必要はない。屋根、壁の落下、施設での転倒 (による事故) の場合、事故の発生原因をやむに究明する必要はない」を引用してみる (para. 12)。

(14) R(I) 6/82.

(15) *Id. para. 22.* 癲癇症状のある農業労働者が畑道に転落し、窒息死した事例である Wilson v. Chatterton [1946] K.B. 360 at 364 における Scott 判事は、「健常者にとっては危険ではなくむしろ、癲癇症状のある者にとって危険な場所であった」と述べる (R(I)6/82 para. 18 で引用)。すなわち、被用者の健康状態ゆえに、彼にとって特別に危険な場所であつたらしいとである (para. 19)。

(16) *Id. para. 22.* 言ふ換えれば、仕事とは無関係に心臓発作、脱臼、骨折といった無意識的な内的「事故」を被つた場合、それがにより転倒する等、使用者の施設と激しく接触し傷害した場合でなければ、そのような「事故」に「起因性」は認められないことである (para. 19)。なお、本件において、R(I) 11/80 (note 12 above) の比較を行なつてみる (paras. 15-19)。

(17) *Id. para. 22.* 座業の被用者が心臓発作を被つた場合、雇用上 (an industrial accident) となるとの同様とする。

(二) 私的行為

就業時間中の私的行為については、雇用契約上の本来の業務とは無関係な私的行為である場合においても、それが雇用に合理的に付随するものである場合には「遂行性」が認められる。もしに、雇用危険によるものであれば、その際生じた事故は雇用上となることは、すでに検討した。そりや、ソリでは、私的行為と雇用危険との関係について、「起因性」が問題となつた事例を紹介する。

① 雇用外・機械設計補助者が仕事の小休止中、仕事をしていない同僚の補助者にキャンディーを手渡した際、側にあつた鋸が作動し手を負傷した事例⁽¹⁸⁾。請求者及び同僚被用者は仕事をしておらず小休止中であつたが、同僚にキャンディーを手渡すことは、許可されてはいるが、雇用に通常かつ不可避的に付随することではないとして、「起因性」を否定した。

② 雇用外・テニスコートのグランド管理人が、草刈りを終え機械を片付けるため、喫煙しながら小屋に入った数秒後、火災が発生し死亡した事例⁽²⁰⁾。小屋は全焼し、消化後、キャブレター及び石油タンクの真鍮蓋の溶けた草刈り機、二ガロン石油缶、ねじふたの焼けた空の二ガロン石油缶等があつた。喫煙が事故の原因であるという蓋然性が高いとして、過去の裁決例を引用し、喫煙行為は、雇用に合理的に付随するものではなく、私的行為であるため「起因性」は認められないとした。

以上の事例は、厳格な解釈といえる。一九六六年 Culverwell 事件控訴院判決（本稿第二章第一節四二〔〕参照）以降であれば、喫煙等の行為であっても、「起因性」は認められたであろう。

ところで、次に紹介する喫煙の事例では、雇用危険の存在から「起因性」が認められたものである。

③ 雇用上・工場内の未点火の吸管からガス漏れが生じていて、仕事開始後、鑄物工が煙草を吸うためライターを付けるや否や爆発が生じ、負傷した事例⁽²⁴⁾。使用者は喫煙を許可していた。就業時間中、就業場所において生じた事故による傷害であるから、「起因性」の要件のみが問題となつた。⁽²⁵⁾常識的方法で事実を鑑みれば、事故原因として、第一にライターを作動させた請求者の行為、第二に爆発ガスの存在がある。後者の危険は、明らかに請

求者の雇用危険である。従つて、⁽¹⁾ *prima facie*、当事故は雇用に起因して生じたといえる。次に、請求者の私的行為が、事故の真の原因となる異なる危険(a different risk)を付加したかどうかである。⁽ⁱ⁾ライターを作動させ、煙草に火を点火し直すことは、請求者の仕事を妨害するとしても最小のものである⁽ⁱⁱ⁾、⁽ⁱⁱⁱ⁾喫煙は許可されていぬ^(iv)、^(v)当事故は請求者の職場で発生した^(vi)、^(vii)ガスが充満しており、爆発の危険性が存在したこと。以上から、請求者の行為は、爆発の危険を事実上の爆発に転換したのであり、爆発の危険を異なる危険にした、もしくは新たな危険を作出したものではないとして、「起因性」を認めだ⁽²⁶⁾。

本件裁決の特徴は、事故の原因につき、第一に雇用危険の有無を検討し、第二に、請求者の行為が事故の真の原因である異なる危険を付加もしくは作出させたか否かの検討を行なつてゐる点である。⁽²⁷⁾なお、本件の判断は、職場での喫煙等の私的行為に限定されるものであり、また「起因性」の判断については、雇用が実質的に事故に関与したかどうか、もしくは雇用が事故の有効原因であるかどうかといった一般的なテストを立てねば、望しくないとしない。

(18) R (I) 41/56.

(19) *Id. para. 12.* 本件は、就業時間中の喫煙及び飲食につき、禁止されないが、私的行為であり、事業を促進するものではないと述べた事例(R (I) 68/52)と同様とすべき(para. 9)。他方、落とした煙草の缶を拾う場合(R (I) 32/53)、投げられた煙草の箱をつかむ場合(R (I) 57/54)は、反射的な行為であり自然的かつ合理的な行為であるとする(para. 9)。なお、本件は、見習い坑夫が小休止中、仕事をしていない同僚と話をする⁽¹⁾ことを雇用に通常不可避的に付随する出来事であるとして、雇用上とした事例(R (I) 46/53—本稿第二章第一節四〔二〕就業時間中の私的行為の事例①)と矛盾しない⁽²⁾(para. 12)とするが、本件と

の区別が疑問である。

(20) R (I) 30/60.

(21) *Id.* para. 12. 小屋に入る際、喫煙していた」と及び小屋に入るや否や小屋に炎が昇つた」ことは、一九四六年国民保険（産業傷害）法第七条四項にいう「反証」にあたり、本件では「起因性」の推定が働くならないとする(para. 11)。

(22) *Id.* para. 13. 仕事中、許可され喫煙した労働者が、ガス漏れにより爆発が生じ、負傷した事例(R(I) 68/52; R(I) 9/60)をあげて、喫煙行為は、お菓子を食べる行為と同様に、使用者により禁止されていないが、業務を促進するものではなく、真に自身の享楽のために行なう行為であるとする(para. 13)。

(23) *Ibid.* 加えて、Lancashire and Yorkshire Railway v. Highley [1917] A.C. 352 at 372 における Sumner 嶺の見解、「危険な、もしくは傷害の原因となつた」とを行なつ」とが、負傷者の雇用の一部であるか。肯定されるならば、事故は雇用に起因して生じたといえ、否定されるならばそうでない。なぜなら、危険にあつた」とが雇用の一部ではないことは、雇用に起因して生じた事故の原因であるとはいえないからである」を引用する(para. 16)。本件において、死亡の原因であると思われる小屋での喫煙は、故人の雇用の一部ではなくとして、「起因性」を否定した(para. 17)。

(24) R (I) 2/63.

(25) *Id.* para. 6.

(26) *Id.* para. 29.

(27) *Id.* para. 26. 「の考え方は、過去の貴族院判決に基づいており、例へば、Mrs. Margaret Thom or Simpson v. Sinclair [1917] A.C. 127; Harris v. Associated Portland Cement Manufacturers [1939] A.C. 71 をあげてある。

(28) R (I) 2/63 para. 19.

(三) その他の事例

「起因性」が認められた事例として、次のものがある。

① 雇用上・セメント工場に雇用された請求者が、コンベアー上のセメントの詰込みを確認作業中、通りかかった同僚被用者に背後から膝を押され、コンベアーのみぞくぎの突き出た横棒に打ち付け、膝蓋骨を骨折した事例。⁽²⁹⁾ 請求者の被つた傷害は、膝の後ろに加えられた一撃による直接的なものではなく、転倒によるものであり、その結果が、事故の発生場所すなわち仕事場の状況により、例外的に深刻なものになつたといえる。すなわち、請求者の労働不能の近因は、突き出た横棒に事故的に接触したことであつた。被用者以外の者は被らないような接触の危険が、雇用上存在したとして、「起因性」⁽³⁰⁾ を認めた。

② 雇用上・窓の付近の机で仕事をしていたパン製造所の事務員が、外庭でフットボールをしていた同僚被用者により窓が壊され、ガラスの破片が目に入り負傷した事例。⁽³¹⁾ フットボールは習慣的に行なわれており、使用者はそれを禁止していなかつた。傷害の直接の原因は、庭でフットボールが行われたこと自体によるものではなく、請求者が窓の近くに座つていたことによるものであつた。すなわち、フットボールが行われ窓が壊れた場合、傷害の危険性がある。そのような雇用上の特別の危険が存在したとして、「起因性」⁽³²⁾ を認めた。

③ 雇用上・航空用エンジン製造会社に速記者として雇用されていた請求者が、職場（第二工場）から文具事務所（第二工場）までの使用者の専用道路を自転車で走行中、転落し負傷した事例。⁽³³⁾ 第一工場を離れ、昼食のため帰宅途上、第二工場に原紙を預け、昼食後職場に戻る際にコピーパーを受け取ることは、使用者に公認された慣行であつた。転倒方法は不明であるが、目撃証言によれば、突風により吹き飛ばされたにちがいないということであつた。「請求者は、雇用から自身を解放していない。もつとも究極的には昼食のために帰宅しようとしていたのであるが、事故時、

職務上(on duty)文具事務所への途上であり、使用者の施設内でお仕事中であつた。雇用遂行性が認められる⁽³⁴⁾とした。さらに「起因性」に関して、事故の近因は自転車から転倒したことであり、遠因(any remoter cause)の検討の必要はないとした。⁽³⁵⁾

④ 雇用上..使用者と料理の仕出し店との協定に基づき、毎朝ワゴン車により軽食が調達された。短時間休憩中、請求者が職場で、購入したトーストを飲食した際、ガラスの破片が混入しており負傷した事例⁽³⁶⁾。⁽³⁷⁾当該事実関係から、雇用と事故との間に十分な因果関係があるとして、「起因性」を認めた。

他方、雇用外とされた事例として、次のようなものがある。

⑤ 雇用外..天然痘患者が接触した疑いのある毛布を取り扱ったクリーニング者が、医師の指導により予防接種を受け、その結果「ワクチン反応」のため労働不能になつた事例⁽³⁸⁾。「請求者は、雇用に起因し、かつその遂行過程において生じた事故が、労働不能の有効原因、もしくは第一原因であつたことを証明しなければならない。すなわち、請求者が雇用の遂行過程において事故にあわなければ、労働不能にならなかつたであろうことを証明するだけでは、不十分である。なぜならば、その場合、事故は、労働不能の有効原因ではなく、必要原因にすぎないからである」⁽³⁹⁾とし、予防接種を受けたことが傷害ないし労働不能の有効原因であり、雇用は当傷害の必要原因ではあるが有効原因ではないとして、「起因性」を認めなかつた。⁽⁴⁰⁾

⑥ 雇用外..共同墓地の庭園労働者は、塩素酸ナトリウムを含んだ溶剤を雑草に吹き掛ける仕事をしていた。提供された作業服が破れており、ズボンへ溶剤が浸透したため、自宅で煙草の火が引火し火傷を被つた事例⁽⁴¹⁾。傷害の原因

として、(i)煙草の火がズボンに引火したこと、(ii)薬品がズボンに浸透したことが考えられた。直近原因は、ズボンへの引火であるが、これは雇用上の事故ではなく⁽⁴²⁾、またズボンへの浸透は、雇用の遂行過程で生じたものであるが、必要原因にすぎず、第一原因ではないとした。⁽⁴³⁾

(29) R(I) 8/54.

(30) *Id. para. 17.* なお、一撃が事故の遠因であるが重要ではないとしている(*Ibid.*)。また、事故ないし傷害の結果は同僚労働者の悪ふざけにより生じたものではなく、仕事場付近の機械に対して前へ倒れるかもしくは自身を打ち付ける特別な危険を含んだ請求者の雇用により生じたといえるとした(para. 18)。

(31) R(I) 46/54.

(32) *Id. para. 7.* 雇用の遂行過程で、庭を横切る際、フットボールをしていた同僚に蹴られた事例(R(I) 76/53)においては、雇用に特別な傷害の危険がないとする(para. 6)。人間の行為が介在する場合には、特別な危険の概念が考慮されなければならぬ、すなわち、人間は自由意思を有しております、雇用の遂行過程であつても、それだけでは「起因性」は証明できないからとする(para. 9)。

(33) R(I) 27/60.

(34) *Id. para. 4.*

(35) *Id. para. 5.* 遠因を考慮した場合、職務上自転車で移動中の者は、当該場所の他の者より突風の被害を受けやすい。自転車に乗ることとは、より不安定であり傷害を受けやすいといえる。しかし、請求者が徒歩ではなく自転車を選択したことは、使用者により許可された手段での職務上の移動であるから重要ではない。したがつて当手段での職務上の移動により、突風にぶらざれる他の者より大きい傷害の危険を受けたといえるとしている。

(36) R(I) 3/63. 職場で休憩中に軽食をとる場合には「遂行性」が認められる(para. 4)。

(37) *Id. para. 7.* 提供された軽食をとる際の危険は、不良品もしくは異物が混入しているかもしれないことである。飲食するこ

とじより請求者は異なる危険を附加していなかつたといえる(付加危険についても、Harris v. Associated Portland Cement Manufacturers, note 27 above, at 77を引用している)とする(*Ibid.*)。

(38) R(I) 12/58.

(39) *Id.* para. 5.

(40) *Ibid.* 請求者の労働不能の直接の原因は、予防接種であり、それ自体は明らかに事故による傷害ではないし、雇用の遂行過程で、生じたものではない。予防接種は、請求者が雇用の遂行過程で、問題の毛布を取り扱ったことにより、行なうことが望ましいと考えられなければ、行なわれなかつたであろう。すなわち、毛布に接触したこと自体により、なんら傷害は生じておらず、予防接種を受けるという請求者の事後的な判断がなければ、問題は生じなかつたのである。予防接種を受けるという判断及び予防接種自体が、請求者の傷害の有効原因であり、それは一九四六年国民保険(産業傷害)法第七条の意味する「事故」に該当しないとした。

(41) R(I) 4/58.

(42) *Id.* para. 6.

(43) *Id.* para. 12. なお、本件において、R(I) 3/56を引用して、次のように述べている。「請求者は、労働不能が完全に産業傷害によるものであると証明する必要はない。すなわち、労働不能の直近の原因が産業外の事故による傷害である場合、当傷害以前の産業事故による傷害が、当傷害の有効原因である」とが立証できれば、「傷害給付の受給権がある。」「『有効原因』とは、『第一原因』を意味し、単なる条件、『必要原因』を意味しない」とする(para. 10)。

3 制定法における起因性推定

(一) 起因性推定

一九九二年社会保障拠出及び給付法第九四条三項⁽⁴⁴⁾には、「被用者の雇用の遂行過程で生じた事故は、反証のないか

より (in the absence of evidence to the contrary)、「雇用に起因して生じたものとみなす」とある。当該規定は、一九四六年国民保険(産業傷害)法において、「起因性」についての請求者の立証責任を軽減するために導入されたものである。⁽⁴⁵⁾しかし、「遂行性」があることに加えて反証のないことが前提となつていたため、必ずしも本条の適用は容易ではなかつたと指摘される。⁽⁴⁶⁾

反証の意味をめぐつて問題となつたりーディングケースとして、一九五八年 Richardson 事件高等法院判決⁽⁴⁷⁾がある。本件は、バス車掌が勤務中、若者集団により暴行を受けたものである。社会保障審査会は、(i)車掌が制服を着ていたこと及び料金の清算をしていたこと等の雇用に関連する特定の事情ゆえ特に暴行の対象とされたものではないこと、(ii)車掌が暴行を受ける以前に他の者も暴行を受けていたこと、すなわち無差別的な暴行であったことを反証として、「起因性」は推定されないとした。本裁決に対し、「起因性」を否定する立証責任は保険審査官にあり、「起因性」の立証責任は申請者にあるとした点に法律の誤りがあるとして、移送令状の申請がなされた。

Goddard 卿は、一九四六年国民保険(産業傷害)法第七条四項にいう「起因性」の推定に関し、「遂行性」が認められ、他の証拠がない場合に「起因性」は推定される。しかし、反証がある場合、当該推定は働かず、申請者が「遂行性」とともに「起因性」を立証すべきであるとし、社会保障審査会の判断に法律の誤りはないとした。すなわち、反証とは、proofである」とを要しなど述べられた。⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾

さらに、「反証」の意味に関し、「証明(proof)ではないが、思索的な推測(speculative inference)以上のものを意味する」とも解される。なお、医学的判断が反証となつた事例や、傷害の正確な原因は不明であつたが、事故の発生状況⁽⁵⁰⁾や、⁽⁵¹⁾原因⁽⁵²⁾不明の場合は、反証となる。

況が明白であることが反証⁽⁵³⁾となつた事例等がある。

- (44) Social Security Contributions and Benefits Act 1992 (c. 4) s. 94. なお、本条は SSA 1975 S. 50 (3) に規定されたための
ドナム。

- (45) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *The Law of Social Security* (3rd ed. 1988) p. 272.

- (46) *Ibid.*

- (47) R v. National Insurance Commissioner, ex parte Richardson [1958] 2 All E. R. 689.

- (48) *Id.* at 690. 「反証⁽⁵⁴⁾がな²限り」 とし、「反対⁽⁵⁵⁾証明⁽⁵⁶⁾がな²限²」 “in the absence of proof to the contrary”、 「反対⁽⁵⁷⁾が立証⁽⁵⁸⁾され
な²限² “unless the contrary is proved” とし、 したがつて、 事故の「起因性」を否定する証拠⁽⁵⁹⁾があ
れば、 推定は働くこと。

- (49) Slade 判事は、 当該規定は、 確定的推定 (a conclusive presumption) であるか、 もしくは推定がな²れな² (no
presumption) であるかを意味するのである、 (反証を許す) 推定 (a rebuttable presumption) ではないとする (*Id.* at 691)⁶⁰. De-
vlin 判事は、「反証」 とし、 proof とはなく、 “evidence fit to be left to the jury” であるとする。

- (50) R (I) 1/64. 本件は、 郵便局技術者が仕事中被つた傷害による記憶喪失のため、 傷害の原因が明確にならなかつたが、 傷

- 害の発生原因を考へるには推測的であるとして、 反証はな²いとしたものである (R. Lewis, *op. cit.*, p. 89)。

- (51) R (I) 39/59. 本件は、 商社の外交員 (六一歳、 軽度の近視) が、 四日前に四二キロハシの商品を持ち上げた際、 網膜剥離を
生じたとし、 傷害給付請求した事例である。①近視であること、 ②発症率の高い年齢であること、 ③当該疾病的前歴があ
り、 発症の前兆がみられたこと等から、 当傷害は自然発生的な原因 (natural cause) によるものであるとした上級医事官の判
断⁽⁶¹⁾が反証⁽⁶²⁾となつた (paras. 10-15)。

- (52) R (I) 6/82 (note 14 above).

(二) 一般的危険の事例

一般道路上の傷害、自然現象または他者の暴行により傷害を被ることは、被用者以外の一般人も被る危険であることから、雇用上外の判断に際し、雇用との関連性を見いだし、一般的危険から区別することは困難であったとされる。⁽⁵³⁾

まず第一に、一般道路上の傷害についての事例は次のようなものがある。

① 雇用上・警官がオートバイで一般道路をパトロール中、右目に小砂がかなりの勢いで入り、角膜剥離になつた事例⁽⁵⁴⁾。オートバイ走者は、その他の者よりも、目に異物の入る危険が大きいことは通常の経験(common experience)⁽⁵⁵⁾であり、オートバイ走者として雇用された者は、雇用により必然的に、一般市民が被る目の傷害よりも大きい危険にさらさるとした⁽⁵⁶⁾。

② 雇用上・トラックの運転手が一般道路を運転中、土の塊と思われるものが顔に打ち付けられ、目を負傷した事例⁽⁵⁷⁾。本件では、子供もしくは他の自動車の車輪により、投げ上げられたものであると考えられた。いずれの原因にせよ、傷害の可能性は、明らかに運転手が雇用によりさらされる「道路の危険」であるとした⁽⁵⁸⁾。

第二に、自然現象によるものとして次のような事例がある。

③ 雇用外・病院のポーターが、職務中、患者の世話をしていた際、病院裏側の牧草地に隣接するフランス窓から、病室に飛んできたウシアブに刺され、その後皮膚炎になつた事例⁽⁵⁹⁾。当地域がウシアブに汚染されている、もしくは病院においてウシアブを引き寄せるものがあることを示す証拠がないこと等から、場所的危険性(a locality risk)⁽⁶⁰⁾⁽⁶¹⁾を否定した。すなわち、ウシアブに刺される危険は、請求者の仕事の遂行に必然的に付随する危険ではないとして、「起

因性」を認めなかつた。

(4) 雇用上・乗り合いバス運転手が運転中、運転席に飛んできたスズメバチに前腕を刺され、敗血症になつた事例⁽⁶³⁾。坂道を下る際、運転に集中することが必要とされたので、スズメバチの攻撃を避ける合理的な手段を有しなかつた。⁽⁶⁴⁾。

当事情にもとづき、ハチに刺されることは雇用の特別な危険であるとした。⁽⁶⁵⁾

(5) 雇用外・農業労働者（故人）が、自転車を納屋におき、職場である畠にむかつて歩行中、落雷の直撃を受け死亡した事例⁽⁶⁶⁾。(i) 屋外で作業中の労働者が、一般人と比較して避難しにくいことにより、異常な危険（an abnormal risk）に曝されているとはいえないこと、(ii) 故人が金属製のかしめ具のついた木靴を身につけていたことにより、落雷を受けやすかつたということは、より大きな傷害を受ける危険（傷害の程度の問題）ではあるが、落雷に遭う異常な危険（危険性の問題）であるとはいえないとして、「起因性」を否定した。⁽⁶⁷⁾ ⁽⁶⁸⁾ ⁽⁶⁹⁾ ⁽⁷⁰⁾

(6) 雇用上・Aden 海岸に停泊中、水夫（故人）が三週間の猛暑のため、急性熱射病により監視業務の休憩時間中に死亡した事例⁽⁷¹⁾。事故を生じさせた異常な熱と湿気は、単に異常ではなく、英國では全く先例のないことであつた。事故が発生した場所の住民にとつては通常かつ一般的な危険であつても、そのことは無関係である。すなわち、熱射病を生じさせた熱及び湿気は、本国で被る危険とは全く異なる故人の雇用の特別の危険であつたとした。⁽⁷²⁾

第三に、他者の暴行によるものとして次のような事例がある。

(7) 雇用外・建築請負会社により雇用されていた夜警が、監視小屋で屋根修理のために使用される足場を監視中、付近で争っていた青年集団の一人が小屋に逃げ込んできたので追い払おうとした際、殴り倒され腕を骨折した事例⁽⁷³⁾。

請求者の夜警としての雇用が、この種の暴行の危険性を含んでいとされるかが問題となつた。⁽⁷⁴⁾ 小屋に逃げ込み暴行した青年が、請求者の警備する建物の妨害を意図していたという証拠、及び請求者を暴行の対象にしたという証拠はない、そのような危険性はないとした⁽⁷⁵⁾。したがつて、雇用が単なる事故の条件または必要原因にすぎず、有効原因もしくは第一原因ではないとして、「起因性」を否定した。⁽⁷⁶⁾

(53) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 274.

(54) R (I) 67/53.

(55) *Id. para. 5.* もの理由として、①保護物もしくは窓により、保護されていない」と、②長距離の移動であり、空中の浮遊物に当たる危険が相対的に増加する」と、③スピードが速くなればなるほど目に異物が入り、傷害の危険が大きくなる」とをあげている。また、オートバイ走者が目の傷害のより大きな危険を被ることは、他の者は目の保護物をつけないが、オートバイ走者は走行中、目の保護物をつける必要がある」とにより証明されるとする。

(56) *Ibid.*

(57) R (I) 71/53.

(58) *Id. para. 3.*

(59) R (I) 89/52.

(60) *Id. para. 12.*

(61) *Id. para. 7.* 請求者は、①被災日は暖かく、②窓の反対側にベットがあり、③付近で牛の放牧が行われている」と、また④請求者が患者のひげを剃るために石けんを使用していたこと等から、場所的危険性があつたと主張した(*para. 7*)。なお、場所的危険性については、西アフリカに停泊中の船員が、マラリア蚊に刺され死亡した事例 (C. W. I. 6/49) の判断を引用している(*para. 9*)。

- (62) *Id.* para. 10.
- (63) R (I) 5/56.
- (64) *Id.* para. 5.
- (65) *Id.* para. 6.
- (66) R (I) 7/60.
- (67) *Id.* para. 11. 地方上訴審判所が労災給付請求を認容した理由である。
- (68) *Ibid.* 過去の裁決によれば、落雷を受ける危険が、暴風地域内の他の者よりも「より大きい危険 (a greater risk of being struck)」(R (I) 12/56 の場合)」(para. 7) であるか、もしくは仕事の遂行に必然的に付随する「異常な危険 (an abnormal risk)」(R (I) 23/58 の場合)」(para. 8) である場合に「起因性」ありとする。
- (69) *Id.* para. 11. 請求者の請求理由である。
- (70) *Id.* para. 12. 本件は、異常な危険を示す証拠がないとする。
- (71) R (I) 4/61.
- (72) *Id.* para. 11.
- (73) R (I) 26/59.
- (74) *Id.* para. 5. 本件傷害は暴行により生じたものであり、暴行は人間の行動の介在を意味し、一見したところ、請求者の雇用と傷害との因果関係は中断するとして、過去の裁決例(R (I) 41/51)を引用して、次のように述べてゐる。「請求者は、当該負傷が、雇用に起因してかつその遂行過程において生じた事故によるものであること、すなわち雇用が事故の主因もしくは第一原因であることを証明しなければならない。請求者は、仕事中もしくは雇用の遂行過程において、暴行が発生したことを証明するだけでは不十分である。そのような立証は、雇用が事故の必要原因であるにすぎないからである。雇用が事故の主因である」とを証明する方法は、二通りある。①当該暴行が、雇用の遂行過程において生じた出来事、例えば、仕事上の議論による場合、②暴行の危険は「性質上、一般的」なものであるが、被用者以外の者が被らない暴行の特別な危険を含む

「雇用である場合」 ハザード(para. 4)。

(75) *Id. para. 6.* たお、R(I) 21/58 (Richardson 事件 (note 47 above)) に類似すると指摘している。

(76) *Id. para. 7.*

(三) 一般的危険と起因性推定

以上のような一般的危険との区別に関し、社会保障審査会が雇用上の判断に苦慮した一定の事例をもとに、「遂行性」が認められれば「起因性」が推定されるという規定が一九六〇年法に導入された。⁽⁷⁷⁾ 直接の契機は、前述の一九五八年 Richardson 事件とされる。⁽⁷⁸⁾

一九九二年社会保障拠出及び給付法第一〇一条⁽⁷⁹⁾の規定内容は、次の通りである。

「一九六一年一二月一九日以降に生じた事故は、産業傷害給付の目的で、本条に限り、以下の場合被用者の雇用により生じたものとみなす。

- (a) 事故が、雇用の遂行過程で発生した場合、及び、
- (b) 事故が、いずれかを原因とする場合、
 - (i) 他者の非行、悪ふざけもしくは過失による場合、又は、
 - (ii) そのような非行、悪ふざけもしくは過失の結果とった手段による場合、又は、
 - (iii) (鳥、魚もしくは昆虫を含む)動物の行動もしくは存在そのものによる場合、又は被用者がある物体もしくは稻妻に打たれた場合、及び、

(c) 被用者が、雇用の範囲外の行為によりもしくは雇用に付随しない行為により、直接的もしくは間接的に、事故発生に寄与しなかつた場合。」

しかし、これまで本規定に基づく社会保障審査会の決定は、ほとんど存在しないとされる。⁽⁸⁰⁾ 本条の適用例として、例えば、クリーム製造所の労働者（四八歳）が許可を得て廊下で喫煙している際、若い同僚被用者「X」に雪の塊を首に投げ付けられた。懲戒するため追跡したところ、Xが廊下の突き当たりにあるクローケ室のドアを閉めたため、手を負傷したものがある。使用者の許可を得て廊下で喫煙することは、請求者の雇用に付随することであり、「遂行性」⁽⁸¹⁾があるのと同様、Xに抗議するためにクローケ室のドアまで追跡したことにも、「遂行性」が認められるとした。⁽⁸²⁾ しかし、Xを懲戒する権限がないことから、「起因性」が認められない。⁽⁸³⁾ このような場合に本条の適用が可能となるとしたものである。

(77) A. I. Oguus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 275.

(78) *Ibid.*

(79) Social Security Contributions and Benefits Act 1992 (c. 4) s. 101. なお、本条は SSA 1975 s. 55 に規定されていたものである。

(80) R. Lewis, *op. cit.*, p. 87.

(81) R (I) 3/67.

(82) *Id. para. 6. R. v. Industrial Injuries Commissioner, ex parte Amalgamated Engineering Union (No. 2) (Re Culverwell)* [1966] 2 Q. B. 31 の頭注を引用しておる。なお、本件では、社会保障審査会は、許可された休憩時間中、使用者の施設内での被用

者の行為に対しても「遂行性」が認められるとして、また「遂行性」と「起因性」の要件を複合的なもの (one composite phrase) と解し、「起因性」がなくとも雇用上となるとする (para. 7)。したがって、本件は、一九六五年国民保険（産業傷害）法第十条の適用を考慮しなくとも雇用上と認められるとしている (para. 9)。

- (83) *Ibid.* 一九六五年国民保険（産業傷害）法第十条。
(84) *Ibid.* 一九六五年国民保険（産業傷害）法第十条。

第二節 指定リスト疾病

一 指定リスト疾病 (prescribed diseases)

雇用上の傷害として補償される、すなわち労災給付が支給される場合として、第一節で検討した事故による傷害の場合⁽¹⁾と、本節で扱う指定リスト疾病、すなわち指定された職業に従事したことにより指定疾病を被つたことを証明する場合⁽²⁾と、(1)の二通りの方法がある。なお、給付請求の重複を避けるため、制定法上の規定がおかれている。⁽³⁾すなわち事故当時、すでに指定疾病に罹患している場合、当該事故により被つた傷害の結果として当該疾病が発症しても、この発症については、重ねて給付を受給できないという内容のものである。ところで、指定疾病に罹患したことにもとづき給付を受けるには、次の三つの要件を満たさなければならぬとされる。第一に、被用者が指定疾病を患つていふこと、第二に、当疾病が被用者の職業に関連して指定されたものであること、第三に、当疾病が雇用上発生したものである⁽⁴⁾（雇用と疾病との因果関係の存在）である。以下、この三つの要件を検討する。

- (1) Social Security Contributions and Benefits Act (c. 4) s. 94 (1) (云々)、C & BA 1992 s. 94(1) に示す。本条は、SSA 1975 s. イギリスにおける業務上災害の概念(1・完)

50(1)に規定されていたものである。

本節の内容は、主として、A. I. Ogus & E. M. Barendt, *The Law of Social Security* (3rd ed. 1988) pp. 278-282 及び R. Lewis, *Compensation for Industrial Injury* (1987) pp. 91-135 によるのである。桑原昌宏「イギリスにおける労災補償と民事損害賠償(上)」労働法学研究会報 111〇九号 117—118頁(一九八〇年)を参照。

- (2) C & BA 1992 s. 108(1) (本条は、SSA 1975 s. 76(1)に該当する)。
- (3) C & BA 1992 s. 108(6) (本条は、SSA 1975 s. 76(5)に該当する)。

1 指定疾病的罹患

指定疾病は、指定疾病規則の別表に現在(一九九三年四月)六三の疾病が規定されている。その分類として、A身体的要因(例えば、放射線障害、腱鞘炎、職業難聴等十一の疾病)、B生物学的要因(例えば、ウイルス性肝炎、ラセン菌及びブルセラ菌などの細菌の感染によるもの等十三の疾病)、C化学的要因(例えば、鉛、燐、マンガン等の中毒に関するもの等二九の疾病)、Dその他要因(例えば、塵肺症、喘息、肺癌等一〇の疾病)となっている。したがつて、被用者は、自身の被った疾病がリストに記載されているかどうかを証明しなければならない。通常この証明は、関連疾病について、専門の医師による診断書の形で行われる。それをもとに、裁判官は審査を行う。裁判官が審査を付託した場合及び裁判官の決定に対する上訴の場合、国務大臣により任命された医師又は医事委員会が行う。さらに、これらの医事機関の決定に不服のある場合は、医事上訴審判所に対する上訴が可能である。

なお、専門的意見が必要となるので、十一の指定疾病(肺に関する疾病等)に対しても、特別委員会が設置されて(5)(6)いる。

(4) Social Security (Industrial Injuries) (Prescribed Diseases) Regulations 1985 (S. I. 1985 No. 967) regs. 2 & 4, Sch. I, Part I
(*以下 S. I. 1985/967 Sch. I, Part 1* と記す)。

(5) 以上の手続は、Social Security (Adjudication) Regulations 1986 (S. I. 1986 No. 2218) regs. 41-51 (*以下 S. I. 1986/2218 regs. 41-51* と記す) に規定される。なお、本稿第一章第四節給付請求及び審査手続参照。

- (6) S. I. 1986/2218 reg. 51.

2 被用者の職業に対する指定疾病

被用者は一九四八年七月五日以降、関連する職業に従事したりとを證明しなければならない。⁽⁷⁾個々の指定疾病に対して、対応する職業が別表にリスト化されたりとが、注意すべきことは、職業に対する別表の記載が法的な職業の分類によるものではなく、實際に行なわれる仕事の説明であるといふである。したがつて、被用者が事実上行なつてゐる仕事により判断されねばならない。

指定疾病が、請求者の職業に関連して指定されたものか否かが問題となつた事例として、次のようなものがある。

- ① 雇用上：一九四六年以降ゴム及びタイヤ製造業にタイヤ製造者として雇用されていた請求者は、指定疾病 No. 39 尿路系腫瘍 (Papilloma of the bladder) に關して、障害給付請求をなした。⁽⁸⁾ 一九七五年社会保障（産業傷害）（指定疾病）規則 [S. I. 1975 No. 1537] によれば、P. D. 39 は、以下の職業に関連して指定されるとある。

- (a) 次に示す物質を事業目的のために製造する建物の中での作業

- (i) αナフチルアミンもしくはβナフチルアミン

(ii)
↓
(v) 省略

(b) (a)に示した物質を使用もしくは取扱う、又はそのような物質が使用され、取扱われるもしくはそれらが作用する過程における作業

本件において、フェニル β ナフチルアミン及びフェニル α ナフチルアミンが、酸化防止剤として使用されていた。フェニル β ナフチルアミンは、一九四九年に使用が禁止されるまで、内管製造過程において使用され、フェニル α ナフチルアミンは、一九七一年まで輪底に使用された。

請求者はタイヤの輪底の接着等を行なつていたが、フェニル β ナフチルアミンを含む内管を運ぶベルトコンベヤーの下で作業していたこと、及びフェニル α ナフチルアミンがタイヤの輪底の構成物であったことにより、P.D. 39が、請求者に関連して指定されたものであると立証できなかが検討された。⁽¹⁰⁾

まず、 β ナフチルアミンに関して、請求者が内管の製造過程に従事していないことから、(b)の要件である当該物質が作用する過程での作業に該当しないとして、関連性を否定した。⁽¹¹⁾ 次に、 α ナフチルアミンに関して、(b)にもとづき立証するには、請求者が従事したタイヤ製造過程において、タイヤの輪底の構成物である α ナフチルアミンが作用したことを証明すればよい。すなわち、「輪底が押し出される過程は、ドラムの高速回転による摩擦でかなりの熱が発生することから、この種の臭気が発散されたと考えてよい」として、 α ナフチルアミンによる(b)にもとづく立証が可能とされた。

上りで、職業に関する別表の記載は、非常に曖昧なもの（例えば、A9坑夫の眼振については、坑内又はその付近における作業とする）から、非常に詳細なもの（例えば、A10職業難聴については、金属製造業において金属研磨の器具を使用し、又は当器具が使用されている付近での作業等とする）まである。

なお、疾病もしくは傷害、及び職業の指定は、国務大臣がこれを「行なつ」となつて⁽¹³⁾いる。

- (7) S.I. 1985/967 reg. 2(a). 例えど、職業難聴に関しては、一つ以上の指定職業に少なくとも一〇年間従事していなければならぬ（reg. 2(c)）’給付請求は、その職業の最後の就業日から五年以内にしなければならないと規定されている（reg. 25）。
- (8) R. Lewis, *op. cit.*, p. 99; R(I) 2/77 para. 3. 本件において、特定の工場で多数の者が当該疾病に罹患しており労災給付が認められたとする事実は、請求者に関連して指定された疾病であるかどうかという問題とは無関係であるとする。
- (9) R(I) 2/77. 現在、指定疾病 No. 39 は、S.I. 1985/967 Sch 1, Part 1, C23 に規定されている。
- (10) *Id. paras.* 2-10.
- (11) *Id. para.* 12.
- (12) *Id. para.* 14. 「トラックタイヤ製造の全過程は、請求者の従事する部分、及びフェニルαナフチルアミンをトラックタイヤの輪底に（請求者以外の者が）使用する部分により構成される。請求者は、タイヤ製造における輪底接着過程にのみ従事する」と考えるのではなく、製造の全過程に従事すると考えるならば、関連物質を使用する過程に従事しているといえる。Oxford 辞典によれば、『過程』（process）とは、『継続的（自然的もしくは人工的）な作業もしくは一連の作業』とある。この定義は、タイヤ製造などのように多くの補助的な過程に分割される場合であっても該当する。すなわちタイヤ製造に関するすべての補助的な過程は、より大きな過程の一部であり、したがつて請求者の職業は、その大きな過程の作業を包含する」としている（para. 15）。
- (13) C & BA 1992 s. 108(2) (本条は、SSA 1975 s. 76(2) に該当する)。

イギリスにおける業務上災害の概念(1)・完

3 雇用（職業）と疾病との因果関係

生じた疾病が雇用に起因したものであるかどうか、すなわち指定疾病と指定職業との因果関係の立証が要求される。事故による傷害の場合と同様、雇用が疾病の唯一の原因である必要はなく、実質的な原因 (a real or substantial cause) であればいいとする。⁽¹⁴⁾ 指定疾病規則において、特定の疾病⁽¹⁵⁾を除き、被用者が疾病発症とされる日（通常、最初に関連する能力の喪失を被った日）に先立つ一ヶ月以内に当該職業に従事していた場合、当疾病は、反証がない限り、(unless the contrary is proved) 関連する雇用の性質に起因するものと推定されるとある。⁽¹⁶⁾ なお反証とは、裁判官が蓋然性を考慮して、当該疾病が、雇用の性質による (due to the nature of the employment) ものではないと確信する」とあるとされる。⁽¹⁷⁾ 医学的証拠が反証となることが多い。以下に具体例を紹介する。

- ① 雇用上・建築現場労働者が、排水工事に従事し、指定疾病 No.21 (レプロトスピラ) に感染し死亡した事例。⁽¹⁸⁾ 当現場は「鼠汚染地域」であることから、自宅付近に鼠が見られるという証拠は反証にあたらないとされた。⁽¹⁹⁾
- ② 雇用外・一九四九年一月からサナトリウムで働いていた看護用務員が、同年七月五日、X線検査により左肺に陰影が新たに発見され、七月一四日以降労働不能になつた事例。⁽²⁰⁾ 一九四五年の集団レントゲン撮影の際に、結核の感染が発見され治療を受けていた。一九四九年の発症は、用務員としての雇用期間中の外的感染というより、むしろ以前の症状の内的感染の蓋然性が高いとの医学的証拠が反証となつた。⁽²¹⁾
- ③ 雇用上・サナトリウムで看護婦訓練生として働く請求者は、職務開始前の一九四六年にX線検査を受けた際、右肺に結核の症状がみられた。その後、一九四九年に、新たに左肺に結核 (No. 38) の症状が発見された事例。⁽²²⁾ 一九四

六年の結核症状は右肺であり、その後左肺に発症した」とから、一九四九年に診断された結核は一九四六年の症状の再発によるものではなく外的感染の蓋然性が高いといふ医学的証拠に基づき、障害給付請求が認められた。⁽²³⁾

④ 雇用外・付属診療所の物理療法部門で働く請求者が、職務開始約三週間後、結核(No. 38)により労働不能になつた事例⁽²⁴⁾。請求者は、職務開始前の二年間、物理療法学校の学生であり、結核感染源に頻繁に接触していた。職務期間中に当該疾病が悪化したとは証明されず、職務開始以前の学生として仕事をしている際、疾病に感染した蓋然性が高ぶるべくされた。⁽²⁵⁾

(14) R (I) 10/53 para. 13; R. Lewis, *op. cit.*, pp. 103-106.

(15) S. I. 1985/967 reg. 4(1). A10 職業難聴、B5 結核、D1 肺塵症、D2 綿肺症、D4 粘膜の炎症もしくは潰瘍、D5 非感染性皮膚炎の疾病のべし。A10(para. (5))、B5(para. (2))、D1(para. (3))、D2 (para. (4))は、本条に特別の要件が規定されているが、D4 及び D5 については推定は働くがなぶられる。

(16) *Ibid.*

(17) R (I) 38/52 para. 4.

(18) R (I) 20/52. 現在ば、S. I. 1985/967 Sch 1, Part 1, B3 に規定される。

(19) *Id. para. 10.*

(20) R (I) 37/52.

(21) *Id. para. 12.*

(22) R (I) 38/52.

(23) *Id. paras. 14-15.* 「雇用の性質による」 ぶらへ意味について、「請求者が、雇用に関連して指定された疾病にかかる危険一本

件の場合、結核感染の危険一性のある雇用の特徴を意味する」とする(para. 5)。

(24) R (I) 9/53.

(25) *Id. para. 5.*

二 疾病の再発

指定疾病に対する障害給付の受給者が、同一の疾病に対して新たに発症を被つた場合、これを再発(a recrudescence)とみるか、それとも新たな発作(a fresh attack)とみるかの区別が問題となる。⁽¹⁾

まず第一に、指定疾病規則によれば、新たな発症が障害給付の査定期間中に生じた場合は再発とされ、それ以外の場合は新たな発症とされる。⁽²⁾

第二に、指定疾病的受給要件をみたさなければならぬ。当該発症と雇用との因果関係に関して、例えば、当該発症が雇用の性質により生じたという推定が及ぶか否かである。この推定を受ける条件として、当該発症日前の一ヵ月に関連職業に従事していることが必要である。したがつて、再発の方が、新たな発症よりも立証が容易であるといえる。⁽³⁾

第三に、障害給付の受給に関して、再発の場合、受給要件をみたせば障害の程度の審査の問題となるが、新たな発症の場合、障害給付を受給するには、発症日から九〇日(ただし、日曜日は除く)の待定期間を経てからということになる。⁽⁴⁾

再発であるか、新たな発症であるかが問題となつた皮膚炎の事例を紹介する。

一九三八年から一九四九年まで塗装工として地方公共団体に雇用されていた請求者が、その期間中、数度皮膚炎を患い、一九四九年最後の発症につき傷害給付を受けていた。⁽⁸⁾その後一九五二年、自宅の柵の塗装をしたところ、皮膚炎が生じ、一九五二年の発症に基づき傷害給付請求をなし、同時に一九四九年の発症に対する障害給付請求をした。医事上訴審判所は、一〇%の能力損失であるが永久的なものであるとして、一九四九年の発症に対する障害給付請求を認めた。⁽⁹⁾したがって、再発と判断されたことになり、一九五二年の発症に対する傷害給付請求は退けられた。⁽¹⁰⁾

- (1) A. I. Ogas & E. M. Barendt, *The Law of Social Security* (3rd ed. 1988) p. 282; R. Lewis, *Compensation for Industrial Injury* (1987) pp. 106–107.
- (2) Social Security (Industrial Injuries) (Prescribed Diseases) Regulations 1985 (S. I. 1985 No. 967) reg. 7(1) (以下、S. I. 1985/967 reg. 7(1) と示す)。
- (3) Social Security Contributions and Benefits Act 1992 (c. 4) s. 108(1) (以下、C & BA 1992 s. 108(1) と示す)。本条は、SSA 1975 s. 76(1) に規定されるべきものである。
- (4) S. I. 1985/967 reg. 4(1).
- (5) R. Lewis, *op. cit.*, p. 106.
- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*; C & BA 1992 s. 103(6) (本条は、SSA 1975 s. 57(4) に該当する)。
- (8) R (I) 10/53. なお、請求者は、一九四九年から一九五一年一二月初旬まで、フットボールの審判員として外国に滞在してしまった。その間、盲腸の手術の際には抗菌薬剤に皮膚が反応し、また、収入補助のため塗装を行った後三一四カ月間治療を受けていた。
- (9) *Id. para. 6.* なお、一九四六年国民保険（産業傷害）法（第十二条第一項(a)）においては、障害給付を受給するには、能力喪

失が永久的なものであるか、もしくは 110% 以上であることが必要とされた(A. I. Ong & E. M. Barndt, *op. cit.*, p. 285)^①。 (10) *Id. para. 7.* なお、医事委員会の判断（関連能力損失(the relevant loss of faculty)が、 110% 以下の永久的なものではないとして、障害給付の請求を認めなかつた）が、医事上訴審判所により変更されなかつた場合を仮定して、社会保障審査会は、一九五二年の発症に基づく傷害給付請求について、新たな発症と考え、当該発症と一九四九年の雇用との因果関係を立証する医学的証拠があれば、認められるとする(para. 13)^②。

三 指定リスト以外の疾病的救済

雇用上被る傷害の中で、事故による傷害の場合と指定リスト疾病の場合については、労災給付の対象とされているが、それ以外の疾病（労働過程による傷害）については、労災給付の対象外とされている。しかし、このような疾病に對しても救済の必要性が主張され、一九七九年、国務大臣は、産業傷害諮問委員会(Industrial Injuries Advisory Council—以下、諮問委員会といふ)に指定疾病的別表の見直しを依頼した。⁽¹⁾ 諮問委員会は、一九八一年の報告書において、指定リストに加えて、特定の疾病については補償の対象としない除外リストを作成し、それ以外の疾病については、個別的に請求者による因果関係の立証(individual proof)を認めるという内容の提案を行なつた。これは、費用及び時間等、運営上の負担を回避するため、きわめて限定的な個別的立証制度の提案であつたが、政府は一九八四年に、この提案を拒否している。その理由として、この提案は魅力的なものであるが、査定の困難も、付与される給付と比例しない行政コストの高さ⁽²⁾、及びこの提案を推進するための資金の不足をあげている。今後、このような制度の導入が、行われるかどうか注目される。

(1) R. Lewis, *Compensation for Industrial Injury* (1987) p. 133. 指定リスト疾病制度は、疾病を指定しているため、労災給付の対象となるか否かが明らかになると、より利点を有する。それゆえに、当制度は、行政コストも低く運用しやすいものといわれている。しかし、当制度が批判されているのは、このリストが限定的なものであり、融通性がなく、その変更も時間がかかり、就業場所における新たな用具や工程の導入に対応できないからとする。

(2) *Id.* at 131–133.

(3) *Id.* at 132 (IAC report 1981 (Cmnd. 8393) を意味する)。なお諮問委員会は、指定疾病的制限的要件の排除、疾病的リストの迅速化も提案したが、これらの提案は政府によって受け入れられた。

(4) *Id.* at 135.

おわりに

以上本稿は、イギリスの労災補償制度を概観し、特にその制度の運用法たる一九九二年社会保障拠出及び給付法上の労災給付受給要件につき、主に裁決及び判例の解釈をもとに検討を行なつてきた。この検討により、以下のことが明らかになつた。

I イギリスの労災給付受給要件について

労災給付を受給できるのは、第一に事故による傷害の場合、第二に指定リスト疾病の場合である。

(1) 事故による傷害の場合

一九九二年社会保険拠出及び給付法第九四条一項は、事故による傷害の受給要件について、「雇用に起因し、かつ

その遂行過程において生じた事故による人身傷害』であると規定している。この規定から、①「事故」、②「人身傷害」、③「事故と人身傷害との因果関係」、④「雇用遂行性」、⑤「雇用起因性」の五つの要件が導きだされる。以下、これらの要件を簡潔にまとめると次のようになる。

① 「事故」

なんらかの突発的な出来事もしくは一連の出来事を意味する。

② 「人身傷害」

肉体的傷害のみならず、精神的傷害も含む。

③ 「事故と人身傷害との因果関係」

事故が傷害の唯一の原因である必要はないが、必要原因であるだけでは足りず、主因もしくは第一原因であることを要する。

④ 「雇用遂行性」

「雇用遂行性」の有無は、就業時間、就業場所及び被用者の行為により決定されるが、通常の就業行為、さらに使用者の指示・命令による行為及び雇用に合理的に付随する行為であれば、「遂行性」ありとされる。ただし、命令違反もしくは指示のない行為、移動行為（通勤）、緊急行為については、一定の要件のもとに、「雇用遂行性」が推定されるという規定がある。

⑤ 「雇用起因性」

「雇用起因性」は、雇用と事故との因果関係の問題であり、「事故と人身傷害との因果関係」に類似し、雇用が事故に対して唯一の原因である必要はないが、必要原因であるだけでは足りず、主因もしくは第一原因であること、あるいは雇用が事故に対して、実質的な程度に関与することを要すると解される。

ただし、被用者の雇用の遂行過程で生じた事故は、反証のない限り、雇用に起因して生じたものと推定される制定法上の規定がある。特に、他者の非行・悪ふざけ・過失により発生した事故、あるいは動物によつて引き起こされた事故、落雷等により発生した事故については、一定の要件の下に、「雇用起因性」が推定されることが明示されている。

(2) 指定リスト疾病の場合

一九九二年社会保障拠出及び給付法第一〇八条一項は、指定リスト疾病の場合の受給要件について、「雇用の性質による指定傷害もしくは疾病であること」と定めている。すなわち、①指定疾病に罹患したこと、②当該疾病が被用者の職業に指定されたものであること、③雇用（職業）と疾病との因果関係があることである。これにもとづき、疾病及び職業がリストに限定列举されている。

II 日本の制度との比較

以上のようなイギリスの労災給付受給要件を検討した結果、イギリスの労災補償制度とわが国の労災補償制度を比⁽¹⁾

較すれば、次のような相違点または共通点が見いだせる。

第一に、制度上の相違として、次のことがいえる。

イギリスでは、①労災補償制度が、社会保障制度の中に位置付けられていること、②雇用に起因する疾病については、限定列举主義をとっていること、③労災給付の受給要件を制定法により、わが国よりも詳しく規定していること等が指摘できる。

それに対し、わが国では、①労災補償制度は、労働基準法及び労災保険法に基づき、使用者の個人責任または集団責任の形で運用されており、社会保障制度の中には組み入れられていないこと、②業務に起因する疾病については、労働基準法施行規則別表第一の二により、例示列举主義をとっていること、③労働基準法及び労災保険法は、法律上は「業務上」とのみ定めるだけで、実際上の運用は法律解釈に委ねられていることが指摘できる。

また、イギリスでは、制定法の規定から、「雇用遂行性」及び「雇用起因性」を含め、五つの労災給付受給要件が引き出せるが、わが国では、労災給付の受給要件については、「業務上」のみがあげられており、実際の判断にあたっては、「業務遂行性」と「業務起因性」の基準が用いられている。しかし、わが国の裁決や判例をみれば、この二つの判断基準の適用に際して、イギリスの「雇用遂行性」及び「雇用起因性」を除いた三つの要件に類似した判断基準を組み込んでいるものと思われる。

第二に、「業務上」の概念について、イギリスとわが国を比較すると、イギリスでは「雇用遂行性」は、通常の就業行為、さらに使用者の指示・命令による行為及び雇用に合理的に付随する行為であれば認められ、「雇用起因性」

は、雇用と事故との因果関係が立証されれば認められる。この「雇用遂行性」と「雇用起因性」は、独立した要件であり、個々にみたされなければならない。

それに対し、わが国では、「業務遂行性」は「業務起因性」の第一次的判断基準とされ、「業務上」の災害であるためには、まず「業務遂行性」がみたされなくてはならない。

しかし、両国とも「遂行性」及び「起因性」の双方の要件をみたす必要があるため、実質的には「業務上」の判断基準は異なるといえる。

また、わが国では、「業務上」＝「業務起因性」であり、「業務起因性」の「業務」＝「業務遂行性」である。例えば、休憩時間中に事業場内で食事をして、いる際の事故について、わが国では、事業場内であることから、使用者の支配下にあると判断され、「業務遂行性」が認められる。同様にイギリスでも、雇用に「合理的に付随する行為」を行なっているとして、「雇用遂行性」があると判断されている。

このように見てくると、わが国の労働基準法及び労災保険法における「業務上」という場合の業務という文言は、イギリスの“employment”という語の訳であると推定される。しかし、“employment”という概念は、日本語の業務という訳語では、言い尽くせない意味を持つている。もちろん、わが国の理論上及び実務上において、「業務」という用語を本来の言葉の意味を超えて用いており、実際には、「業務」という用語に、雇用ないし雇用関係にあたる独自の概念を与えている。本稿で、敢えて、「業務遂行性」及び「業務起因性」という用語ではなく、「雇用遂行性」及び「雇用起因性」という用語を用いたのは、この理由に基づく。

ところで、わが国では現在、いわゆる「過労死」として、脳・心疾患の業務上外認定が問題となっている。⁽²⁾この問題に関連して、認定方法の見直しに加えて、今後は、労災保険を社会保障制度に組み入れたイギリスの事例をもとに、わが国においては如何という点を検討していくことにしたい。⁽³⁾

(1) わが国における業務上概念に関する文献として、深山喜一郎「業務上外の認定」『労働法体系五巻』一七〇頁（一九六三年、有斐閣）、保原喜志夫「業務上・外をめぐる問題」『新労働法講座八巻』四二頁（一九六七年、有斐閣）、西村健一郎「業務上・外認定基準」『現代労働法講座一二巻』一五〇頁（一九八三年、総合労働研究所）、水野勝「業務上・外の認定基準」ジユリスト増刊『労働法の争点』（新版）二六〇一～二六四頁（一九九〇年）等がある。

(2) 過労死について、それを業務上災害として認定するには、多くの問題があると指摘されている。「中枢神経及び循環器系疾患（脳卒中、急性心臓死等）の業務上外の認定について」という昭和三六年労働基準局の旧通達は、突発的な出来事もしくは特定の労働時間内の特に過激な業務による負担（「災害」性）を重視していた。そこで、昭和六二年新通達「脳血管疾患及び虚血性心疾患の認定基準について」は、発病当日の「災害」主義から、発症一週間以内の「過重負荷」主義へ転換したが、このような「過重負荷」主義も「災害主義」を脱却していないという批判がある（馬渡淳一郎「過労死」法学教室一三七号六頁（一九九二年））。最近の文献として、岡村親宜「過労死と労災認定—今日のその解釈論」季刊労働法一六六号五九頁（一九九三年）、保原喜志夫「労災補償審議会・小委員会報告と労災認定の当面の問題点—過労死認定基準の見直し等を中心」労働法学研究会報一九〇九号二頁（一九九三年）等がある。

(3) 社会保障を『低所得者のギリギリのニードを満足』させようとする目的よりも、社会的な出来事による所得の減少または出費の増加による各人の従前の生活水準の低下を防ぐ制度として、より広く考えればどうか、という保原教授の見解も参考となる（保原喜志夫「労災補償の法理論」労働法文献研究会『文献研究労働法学』七四頁（一九七八年、総合労働研究所））。